

矢板市議会における陳情の取扱い基準

矢板市議会に提出された陳情については、議会事務局で受け付けた後、以下の基準に基づき取扱いを判断します。

1 審査対象とする陳情の原則

陳情は、「一つの文書につき必ず一つの趣旨とする」という原則や、請願と同様の記載事項・様式を基本としつつ、紹介議員を必要としない点、および「一人（１団体）につき１定例会議３件まで」という提出件数の制限がある点が請願とは異なります。

具体的には、後述する「議長預かりとする基準」のいずれにも該当せず、本会議で取り扱うことが決定した陳情は、請願と同様に本会議へ上程し、委員会に付託して審査します。

2 「議長預かり」とする基準（取扱い除外基準）

議会事務局で受け付けた陳情のうち、以下のいずれかに該当するものは、議長の判断または議会運営委員会での協議により「議長預かり」となります。

※「議長預かり」となった場合、陳情書の写しは全議員に配布されますが、本会議での審査や取扱いは行いません。

【除外基準】

- (1) 法令・公序良俗に反するもの、または基本的人権を否定するもの
- (2) 個人・団体を誹謗中傷するもの、または名誉毀損のおそれがあるもの
- (3) 個人の秘密を暴露するもの
- (4) 個人の氏名が記載されており、公開することが適当でないと判断されるもの
- (5) 市の事務に属さないもの
- (6) 既に願意が達成されているもの、または実現性が明らかなもの
- (7) 明らかに実現性がないもの

- (8) 過去に採択・不採択等の議決がなされた請願・陳情と同一の趣旨のもので、その後に客観的な社会情勢の大きな変化や新たな事実の発生が認められないものの
- (9) 係争中の訴訟、または捜査中の犯罪事件に関するもの
- (10) 市の職員に対する懲戒その他の人事的措置を求めるもの
- (11) 陳情者、または陳情者団体の構成員等が持参していないもの（※窓口への直接持参がないもの）
- (12) その他議会の審議になじまないと認められるもの

3 陳情の取扱いに係る決定フロー

- (1) 受付：議会事務局にて様式や記載事項を確認のうえ受け付けます。
- (2) 協議：議会運営委員会において、上記の基準に照らして本会議で取り扱うか（請願同様とするか）、あるいは「議長預かり」とするかを協議・決定します。
- (3) 通知・公表：本会議で取り扱うことが決定した陳情は、請願と同様に所管の委員会に付託され審査されます。「議長預かり」となった場合は、全議員への配布を経て手続きを終了し、提出者へ文書等で通知します。

4 適用期日

この基準は、令和8年10月1日から適用する。